

# 小田町住民自治協議会規約

## 第1章

### (目的)

第1条 この規約は、“ひとが輝く 地域が輝く” 自立したまちの実現をめざして、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い小田町地域を築き上げることを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は、小田町住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市小田町686番地の3 小田地区市民センター内

### (活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は小田町地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

### (事務)

第5条 令和4年3月8日付けで伊賀市と協議会との間で締結した「小田地区市民センターの管理に関する協定書」に基づき、小田地区市民センターを適正かつ円滑に管理を行う。

2 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興活動
- (6) 交流活動
- (7) 広報活動
- (8) その他目的達成のために必要な事業

## 第2章 組織

### (会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 小田町地域に居住する住民
- (2) 小田町地域に住所地を置く事業所
- (3) 小田町地域住民で活動する自治会、団体
- (4) その他会長が必要と認める者

### (役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	3名
会 計	1名
理 事	20名以内
監 事	2名
事務局長	1名

2 会長、副会長、会計、監事は総会において選出する。

3 理事、事務局長は総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の仕事)

第8条 協議会の役員の仕事は次のとおりとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行するとともに、部会運営の総括にあたる。

4 会計は、協議会の会計事務を処理する。

5 理事は、部会を担当し部会と役員会との連携をはかるとともに協議会運営の企画推進、地域内の交流促進にあたる。

6 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

7 事務局長は、協議会事務を統括する。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会(理事・監事をのぞく)運営委員会及び部会(以下「会議」という。)とする。

2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

2 会議は原則公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、役員及び(第14条で定める)部会委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または（部会）委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は次の事項を決定する。
  - (1) 小田町まちづくり計画
  - (2) 会長、副会長、会計、監事の選出及び理事、事務局長の任命同意
  - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
  - (4) その他、重要事項に関すること

#### （運営委員会）

第13条 運営委員会は、監事を除く役員により構成する。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

#### （部会）

第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の部会を置く。

- (1) 広報部会
  - (2) 福祉部会
  - (3) 健康・スポーツ部会
  - (4) 生活・環境部会
  - (5) 自主防災部会
  - (6) 教育・文化部会
  - (7) 産業振興部会
- 2 部会は、運営委員会から派遣された担当理事及び運営委員会の同意を得て会長により選任された若干名の委員により構成する。
  - 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
  - 4 部会長及び副部会長は、部会委員の互選により選出する。
  - 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
  - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 7 部会担当理事は、運営委員会との連絡調整及び、部会運営の指導助言を行う。
  - 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

#### （部会間の調整）

第15条 部会間の調整は運営委員会が当たることとする。ただし部会相互の協議により協

力する場合はこの限りではない。

## 第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の運営等に要する経費は、市交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5章 その他

(規約の変更)

第17条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の賛成を得なければならない。

(解散)

第18条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成17年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年3月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月13日から施行する。

不 測

この規約は、令和4年5月16日から施行する。

役 員	= 会長・副会長・会計・監事 (総会において選出)
	理事 (各組組長・女性部役員)
	事務局長 (総会の同意を得て会長が任命)
総 会	= 役員・部会委員
運 営 委 員 会	= 監事を除く役員
部 会	= 担当理事・会長により選任された部会委員
部 長 ・ 副 部 長	= 部会委員の互選で決定